

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第137号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に幼稚園に入園した者の保育料の特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に幼稚園に入園した者における別表第1の規定の適用については、同表その他の世帯の項中

「

14,000	6,600
15,000	6,600
15,600	6,600
18,200	8,600
19,600	8,600
20,200	8,600
20,200	10,100
20,200	10,100
20,200	10,100
21,300	10,600

」

とあるのは、

「

13,000	6,300
13,700	6,300
14,100	6,300
15,800	7,600
16,800	7,600
17,200	7,600
17,200	8,600
17,200	8,600
17,200	8,600
17,400	8,700

」

とする。

別表第1その他の世帯の項中「21,200」を「21,300」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)